

千葉県告示第8号

千葉県コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年条例第5号）
第15条第4項の規定により指定管理者を指定したので、同条第5項の
規定により告示します。

令和2年1月8日

千葉市長 熊谷俊人

1 名称

千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館

2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

(1) 指定管理者の名称

F u n S p a c e ・オーチャー共同事業体

(2) 代表者及び主たる事務所の所在地

F u n S p a c e 株式会社

代表取締役 鈴木 茂

東京都新宿区西新宿3丁目2番26号

株式会社オーチャー

代表取締役 片野 忠彦

東京都渋谷区代々木2丁目18番3号オーチャー第1ビル

3 指定期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日